

佐賀市交通局就職支援金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、慢性的に不足する運転士の確保を図るため、佐賀市交通局への就職の促進を図るとともに、企業経営の活性化に資する人材の確保を目的とする。

(支給対象者)

第2条 佐賀市交通局就職支援金（以下「支援金」という。）の支給対象者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 新たにバス運転士として会計年度任用職員（以下「バス運転士」という。）に採用が決定した者
- (2) バス運転士として2年以上勤務する意思がある者
- (3) 過去においてこの要綱による支援金の支給を受けていない者

(支援金の支給額)

第3条 支援金の支給額は、別表のとおりとする。

(申請)

第4条 支援金の申請者は、佐賀市交通局就職支援金支給申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 採用後に居住する市町村の住民票謄本（世帯の方全員が記載されているもの）
- (2) その他管理者が必要と認める書類

(支給決定)

第5条 管理者は、前条に規定する申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、支給の可否及び金額を決定し、佐賀市交通局就職支援金支給決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(支給方法)

第6条 管理者は、前条の規定に基づき、支給決定の通知をしたときは、通知をした日の翌月の給料支給日に全額を支給するものとする。

(支援金の返還)

第7条 管理者は、支援金の支給を受けた者（以下「支給決定者」という。）が次の各号に掲げる要件に該当する場合は、佐賀市交通局就職支援金返還請求書（様式第3号）により支援金の返還を請求することとする。ただし、支給決定者が当該各号に掲げる要件に該当する場合については、当該支給決定者が災害、病気等のやむを得ない事情あるものとして管理者が認める場合にはこの限りではない。

- (1) 支給決定者が申請した内容に虚偽があった場合、又は採用日から6か月に達するまでの間に離職した場合には、支援金の全額を返還しなければならない。
- (2) 支給決定者が採用日から6か月を経過する日から1年に達するまでの間に離職した場合には、支援金の半額を返還しなければならない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年2月1日から施行する。

別表（第3条関係）

支給対象者	区 分	支給額
①県内へ転入した者で県外から県内へ住民票を異動させた者	単身者	30万円
	世帯者	50万円
②住民票の異動を伴わない者	単身者	10万円
	世帯者	20万円
①②以外の者で住民票を異動させた者	単身者	20万円
	世帯者	30万円

第1号様式

佐賀市交通局就職支援金支給申請書兼請求書

佐賀市自動車運送事業管理者 様

佐賀市交通局就職支援金支給要綱第3条及び4条の規定に基づき、就職支援金の申請及び請求します。

1 申請者欄

氏名（フリガナ）		印
生 年 月 日	年	月 日
住 所	〒	
電 話 番 号		
メールアドレス		

2 確認事項

以下の誓約事項に記載された内容について	A 誓約する B 誓約しない
佐賀市交通局就職支援金の支給に関する誓約事項	
1 支給決定者が次の各号のいずれかに該当する場合において、佐賀市交通局就職支援金支給要綱の規定に基づき、当該各号に応じ、当該支援金の全額又は半額を返還します。 (1) 支給決定者が申請した内容に虚偽があった場合、又は採用日から6か月に達するまでの間に離職した場合には、速やかに支援金の全額を返還します。 (2) 支給決定者が採用日から6か月を経過する日から1年に達するまでの間に離職した場合には、速やかに支援金の半額を返還します。	
2 暴力団等の反社会的勢力、又は反社会的勢力と関係を有する者でないことを誓約します。	
バス運転士として2年以上勤務する意思について	A 意思がある B 意思がない

(添付書類)

※採用後に居住する市町村の住民票謄本（世帯の方全員が記載されているもの）

※その他管理者が必要と認める書類

第2号様式

佐賀市交通局就職支援金支給決定通知書

佐賀市自動車運送事業管理者 様

年 月 日で申請及び請求がありました就職支援金について、佐賀市交通局就職支援金支給要綱第5条の規定により、支援金を支給することを決定しましたので、次のとおり通知します。

決 定 金 額	円
---------	---

備考：佐賀市交通局就職支援金の支給に関する誓約事項

- 1 支給決定者が次の各号のいずれかに該当する場合において、佐賀市交通局就職支援金支給要綱の規定に基づき、当該各号に応じ、当該支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 支給決定者が申請した内容に虚偽があった場合、又は採用日から6か月に達するまでの間に離職した場合には、速やかに支援金の全額を返還します。
 - (2) 支給決定者が採用日から6か月を経過する日から1年に達するまでの間に離職した場合には、速やかに支援金の半額を返還します。
- 2 暴力団等の反社会的勢力、又は反社会的勢力と関係を有する者でないことを誓約します。

第 3 号様式

佐賀市交通局就職支援金返還請求書

様

佐賀市交通局就職支援金支給要綱第 7 条の規定により、次のとおり支援金を返還するよう
請求します。

支援金支給額	返還額	返還期限
円	円	年 月 日

年 月 日

佐賀市自動車運送事業管理者

印